

家庭状況調書の記入について

○この書類は、必ず学生本人がこの記入要領に従って記入してください。

○家庭状況調書には令和6年10月1日現在の家庭の状況を記入してください。

1. 本人に関する事項について

「学籍番号」「入学年度・学部学科等」「氏名・生年月日」「現在の住所」を正確に記入すること。

また、「家族の連絡先」については、選考にあたって不足書類や提出書類に不備や不明な点があった場合に連絡をとることがあるため、確実に連絡がつく連絡先を正確に記入すること。

2. 家族の状況について

(1)「家族の状況」の記入について

同一生計者はもれのないように記入すること。

(同一生計者とは、同居者全員及び別居者であっても扶養関係にある者を含む。)

(2)就学者以外の家族についての提出書類について

就学者以外の家族については、市区町村発行の世帯全員分の「所得証明書」【令和5年1月から令和5年12月】までの所得を証明したもの（コピー不可）を必ず提出すること。

所得がない又は少ない場合で所得証明書の交付が受けられない場合も、必ず「非課税証明書（0円の記載があるもの、コピー不可）」を提出すること。

なお、「所得証明書」又は「非課税証明書」が不足している場合は、入寮選考の対象としない。

(3)「所得金額」欄の記入について

「所得金額」欄には、市区町村発行の「所得証明書」又は「非課税証明書」の「令和5年分合計所得金額」欄の金額を万円単位で記入すること。（千円単位以下切り捨て）

「令和5年分合計所得金額」欄は、市区町村によっては、「合計所得金額」、「所得合計」、「総所得金額」となっている場合もあるため注意すること。

なお、授業料免除等の申請の際は、所得証明書の「収入金額」で算定するが、入寮選考の際は、「所得金額」で算定するため、記入にあたっては誤りのないよう十分注意すること。

(4)就学者の家族についての提出書類について

令和6年10月1日現在、高等学校、高専、大学、専門学校に就学している家族については、在籍する学校の「在学証明書」（コピー不可）又は学生証等身分証明書のコピーを提出すること。

なお、義務教育の小・中学校に就学している家族については、身分証明書等の提出は不要。

(5)就学者の学校の設置区分、学校名、通学区分の記入について

就学者の学校の「設置区分」欄は、「国公立」又は「私立」のいずれかを○で囲むこと。「通学区分」欄についても同様に「自宅」又は「自宅外」のいずれかを○で囲むこと。

(6)連絡事項について

入寮にあたって連絡事項等があれば記入すること。

(7)大学認定(記入)欄について

大学で記入するため、何も記入しないこと。